

学校感染症により出席停止となった場合、  
学校ホームページから【報告書】をダウンロードできるようになりました

インフルエンザ等の学校感染症に感染した児童生徒は、学校保健安全法第19条の規定により、一定期間出席停止となります。医師の許可があるまでは、学校を休ませて静養させてください。

標記の件につきまして、これまで保護者の皆様にはご多用の中何度も学校に足を運んでいただきました。学校としては、この現状を解決するための改善策を模索してきました。

今シーズンからは、保護者の負担軽減と利便性向上の観点から、これまでの手続きと合わせて学校ホームページから【報告書】（主治医から登校可能であることを報告していただくための用紙）をダウンロードしてご利用いただけるように環境を整備いたしました。ぜひご活用ください。

なお、不明な点につきましては学校までご連絡ください。（強戸小学校：37-0429）

太田市教育委員会

### <出席停止に伴う手続きの流れ>

1 診療を受けた主治医から、「学校感染症通知書」を受け取ります。



※学校に出向く場合（これまで通り）

- ①学校に出向き、「学校感染症通知書」を提出します。
- ②学校から【報告書】を受け取ります。

※【報告書】を学校ホームページからダウンロードして印刷する場合（新方式）

- ①「学校感染症通知書」の内容を学校に電話で連絡します。
- ②学校ホームページからダウンロードした【報告書】を印刷します。
- ③年月日、学年・組・児童生徒氏名をご記入ください。



3 「学校感染症通知書」に示されている出席停止期間は、自宅で静養します。  
出席停止期間は、学校に登校することはできません。



- 4 出席停止期間が終わる際に、医療機関で受診してください。  
主治医に、登校可能であることを判断していただきます。  
※学校ホームページからダウンロード・印刷した方は、【報告書】を医療機関に持参し、記入してもらってください。



- 5 児童生徒は、再登校する日に、【報告書】を持参し、学級担任に提出してください。  
※学校ホームページからダウンロード・印刷した方は、「学校感染症通知書」と【報告書】をセットにして学級担任に提出してください。